

下限面積（別段の面積）の設定について

農業委員会は、「農業委員会の適正な事務実施について」により毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することになっております。

このため、今年度の下限面積（別段の面積）の設定について以下のとおり提案いたします。

【方針】

設定地域は武雄市内の区域とし、下限面積は 50a とする。

【理由】

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項

武雄市では、自然的経済的条件から見て、同一地域と認められる。

30a では耕作者の 40%を下回る可能性がある。（よって 40a 又は 50a）

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項

新規就農を促進するうえで、適当な面積と認められる。

平成 25 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地率は 1.45%と低い状況である。

参考資料

《下限面積要件とは》

経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的にかつ安定的に継続して行なれないことが想定されることから、許可後に経営する農地面積が定められています（北海道：2ha、都府県：50a）が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況からみて、それが実情に合わない場合には、農業委員会で別に面積を定めることができることとなっています。

【別段の面積の基準】

第十七条 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 設定区域（農業委員会が法第三条第二項第五号の規定に基づき別段の面積を定める区域をいう。第三号及び次項において同じ。）は、自然的経済的条件からみて営農条件がおおむね同一と認められる地域であること。
- 二 農業委員会が定めようとする別段の面積の単位はアールとし、その面積は十アール以上であること。
- 三 農業委員会が定めようとする別段の面積は、設定区域内においてその定めようとする面積未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の数が、当該設定区域内において農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供している者の総数のおおむね百分の四十を下らないように算定されるものであること。
- 2 設定区域が次の各号のいずれにも該当する場合には、法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積とする。
 - 一 当該設定区域内に現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地その他その適正な利用を図る必要がある農地が相当程度存在すること。
 - 二 当該設定区域の位置及び規模からみて、当該設定区域内において法第三条第二項第五号に規定する面積（北海道では二ヘクタール、都府県では五十アールである面積をいう。）未満の農地又は採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供する者の数が増加することにより、当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないこと。